

船員保険・厚生年金保険

子育て支援のための制度



子育て支援のための制度

1. 産休や育休を取得したとき

船舶所有者の申し出により保険料が免除されます

2. 職場復帰後に報酬が下がったとき

被保険者の申し出により標準報酬月額の設定ができます

3. 3歳未満の子を養育しているとき

被保険者の申し出により養育開始前の標準報酬月額で年金額を計算する特例措置を受けられます

子育て支援のための制度

1. 産休や育休を取得したとき

船舶所有者の申し出により保険料が免除されます

2. 職場復帰後に報酬が下がったとき

被保険者の申し出により標準報酬月額の設定ができます

3. 3歳未満の子を養育しているとき

被保険者の申し出により養育開始前の標準報酬月額で年金額を計算する特例措置を受けられます

保険料の免除

産前産後休業期間や育児休業等期間は、船舶所有者の申し出により、被保険者と船舶所有者の船員保険・厚生年金保険の**保険料が免除**されます

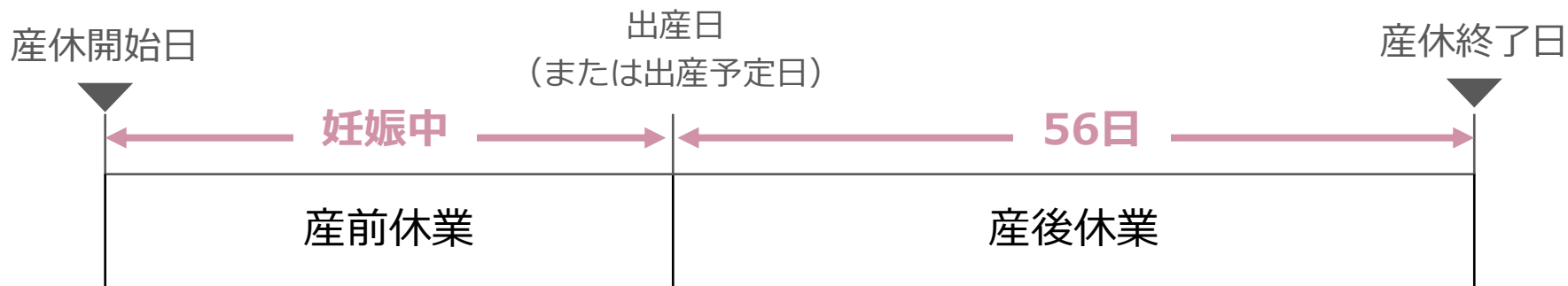
年金額を計算する際、免除期間は保険料を納めた期間として扱われます

1 産休や育休を取得したとき

産前産後休業

保険料が免除される期間とは？

妊娠中から産後56日目までの間で、妊娠または出産を理由として労務に従事しない期間で、産休開始日が含まれる月から終了した日の翌日が含まれる月の前月までの保険料が免除されます



産前産後休業

保険料免除の手続き

被保険者から船舶所有者に産前産後休業の申し出があった



船舶所有者は「産前産後休業取得者申出書」を日本年金機構に提出する

* 提出期限 産休中または産休終了日から起算して1カ月以内

Point

役員は、被保険者であれば産前産後休業の保険料免除の対象となります

1 産休や育休を取得したとき

産前産後休業

保険料免除の手続き

申出書の提出後に産休期間が変更となった

- ・ 出産予定日より前に出産したとき
- ・ 出産予定日より遅れて出産したとき
- ・ 産休終了予定日より前に産休を終了したとき



船舶所有者は「産前産後休業取得者変更（終了）届」を
日本年金機構に提出する

育児休業

保険料が免除される期間とは？

育児・介護休業法に基づく育児休業制度を取得する場合は、3歳未満の子を養育する期間について、保険料が免除されます

育児・介護休業法に基づく育児休業制度

- 子の出生後8週間以内に4週間まで取得する休業（出生時育児休業）
- 1歳未満の子を養育するための育児休業
- 保育所待機等の特別な事業がある場合の1歳から1歳6カ月に達するまでの育児休業
- 保育所待機等の特別な事情がある場合の1歳6カ月から2歳に達するまでの育児休業
- 1歳から3歳に達するまでの子を養育するための育児休業に準ずる休業

* 育児・介護休業法…育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律

育児休業

保険料ごとに免除される期間が異なります

月額保険料

賞与保険料

1 産休や育休を取得したとき

育児休業

月額保険料が免除される期間は？

育休開始月から終了日の翌日が含まれる月の前月までの月額保険料が免除されます

(例)



2月分から9月分までの月額保険料が免除されます

1 産休や育休を取得したとき

育児休業

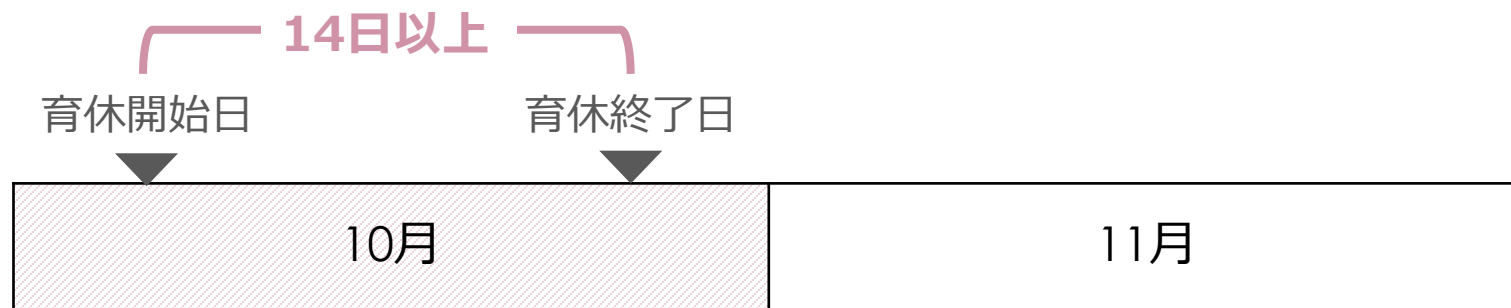
月額保険料が免除される期間は？

さらに

2022年10月から、短期間の育休も月額保険料の免除対象に！

育休開始月と終了日の翌日が含まれる月が同じ月の場合でも、育休開始月に**14日以上**育休を取得したときは、育休開始月の月額保険料が免除されます

(例)



10月分の月額保険料が免除されます

1 産休や育休を取得したとき

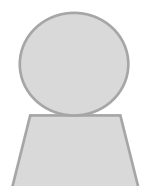
育児休業

賞与保険料が免除される期間は？

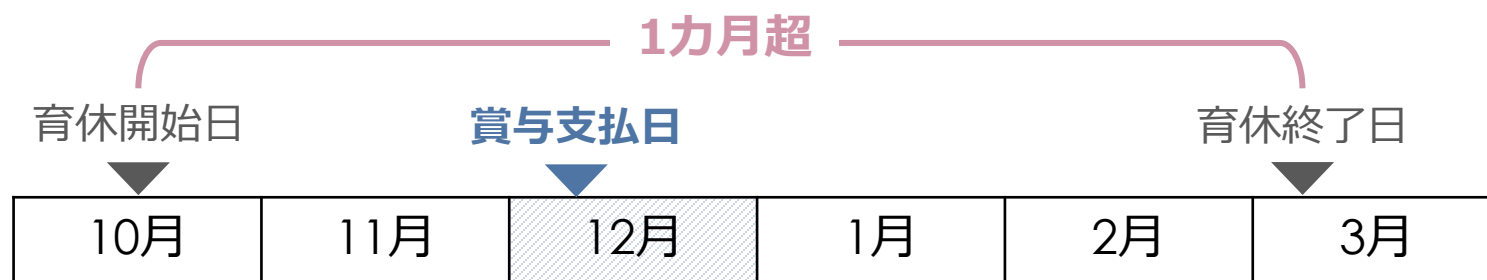
2022年
10月から

連続した**1カ月を超える**育休を取得したときに、育休開始月から終了日の翌日が含まれる月の前月までの賞与保険料が免除されます

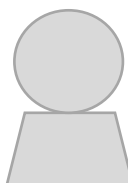
(例)



Aさん



12月分の賞与保険料が免除されます



Bさん



12月分の賞与保険料は免除されません

1 産休や育休を取得したとき

育児休業

保険料免除の手続き

被保険者から船舶所有者に育児休業等の申し出があった



船舶所有者は「育児休業等取得者申出書（新規）」を日本年金機構に提出する

＊提出期限 育休中または育休終了日から起算して1カ月以内

Point

船舶所有者は、育児・介護休業法に基づく育児休業等が取得できないため、保険料免除の対象とはなりません。

1 産休や育休を取得したとき

育児休業

保険料免除の手続き

次のような場合も船舶所有者からの届出が必要です

育児終了予定日を延長したとき

「育児休業等取得者申出書（延長）」

育児終了予定日より前に
育児を終了したとき

「育児休業等取得者終了届」

予定日どおりに育児を終了したときは、終了届の提出は必要ありません

子育て支援のための制度

1. 産休や育休を取得したとき

船舶所有者の申し出により保険料が免除されます

2. 職場復帰後に報酬が下がったとき

被保険者の申し出により標準報酬月額の設定ができます

3. 3歳未満の子を養育しているとき

被保険者の申し出により養育開始前の標準報酬月額で年金額を計算する特例措置を受けられます

標準報酬月額の改定

産休や育休終了後に、報酬が下がったときは、被保険者の申し出により、終了日の翌日の属する月の翌月（休業終了年月日の翌日が月の初日であるときは、その月）から、**標準報酬月額が改定**できます

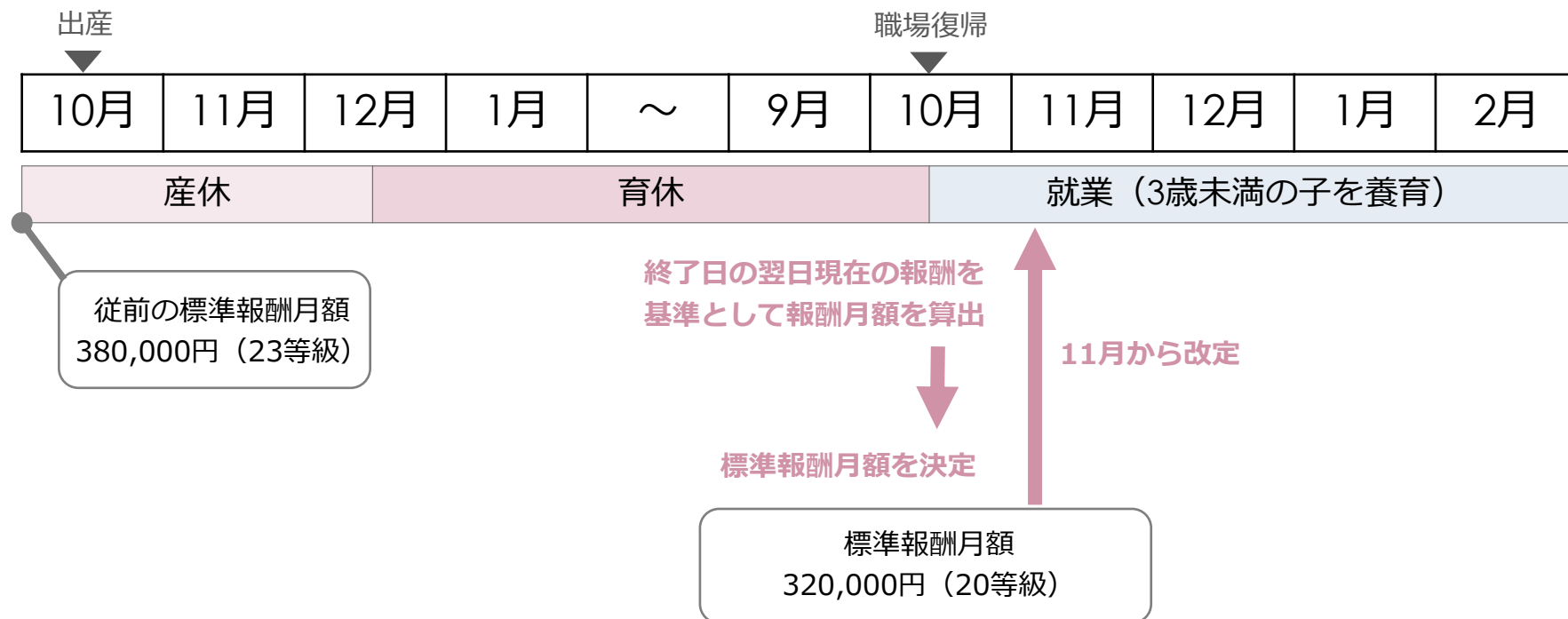
固定的賃金の変動がない場合でも改定の対象になります

産休や育休終了後の標準報酬月額を改定するための条件は？



産休または育休終了日の翌日現在の報酬を基準として報酬月額を算出し、
従前の標準報酬月額と**1等級以上の差**があること

(例)



職場復帰後に報酬が下がったとき

産休や育休終了後の標準報酬月額を改定するための手続き

被保険者から船舶所有者に申し出があった

産休終了のとき

船舶所有者は「**産前産後休業
終了時報酬月額変更届**」を
日本年金機構に提出する

育休終了のとき

船舶所有者は「**育児休業等
終了時報酬月額変更届**」を
日本年金機構に提出する

※上記提出後（産休・育休終了後の標準報酬月額の改定後）に勤務時間、その他の勤務条件の変更により
従前の標準報酬月額と異なったときには、船舶所有者は下記の届を提出して標準報酬月額の改定を行います。

○船員保険・厚生年金保険 被保険者報酬月額変更届（産前産後休業用）

○船員保険・厚生年金保険 被保険者報酬月額変更届（育児休業用）

子育て支援のための制度

1. 産休や育休を取得したとき

船舶所有者の申し出により保険料が免除されます

2. 職場復帰後に報酬が下がったとき

被保険者の申し出により標準報酬月額の設定ができます

3. 3歳未満の子を養育しているとき

被保険者の申し出により養育開始前の標準報酬月額で年金額を計算する特例措置を受けられます

標準報酬月額の特例

将来受け取る年金額は、厚生年金保険に加入していた時の報酬額や加入期間等に応じて計算されます

3歳未満の子を養育する期間中の報酬が下がった場合、将来の**年金額**に影響しないようにするために、本人からの申し出により、**標準報酬月額の特例**が受けられます

3歳未満の子を養育しているとき

3歳未満の子を養育する期間中の標準報酬月額の特例とは？

3歳未満の子を養育する期間中に標準報酬月額が下がった場合、養育開始月の前月の標準報酬月額（従前標準報酬月額）をその期間の標準報酬月額とみなして年金額を計算します
なお、保険料額は、実際の標準報酬月額で計算します

(例)



養育特例

標準報酬月額の特例を受けるための手続き

被保険者から船舶所有者に申し出があった



船舶所有者は「厚生年金保険（船員）養育期間標準報酬月額特例申出書」を
日本年金機構に提出する

* 添付書類は日本年金機構のホームページをご覧ください

すでに退職している場合は、被保険者であった本人が提出することができます

申出日より前の期間は、申出日の前月までの2年間が特例措置の対象となります

制度や手続きの詳細は、
日本年金機構ホームページをご覧ください

日本年金機構

検索

<https://www.nenkin.go.jp>

